

第三十六条の三十六 法第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に

は、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- 三 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- 四 養育里親研修を修了した年月日
- 五 一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することを希望する場合にはその旨
- 六 専門里親の場合にはその旨
- 七 その他都道府県知事が必要と認める事項

第三十六条の三十七 養育里親となることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は、その居住地の都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 養育里親希望者の住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
  - 二 養育里親希望者の同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
  - 三 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
  - 四 養育里親になることを希望する理由
  - 五 一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することを希望する場合にはその旨
  - 六 従前に里親であつたことがある者はその旨及び他の都道府県において里親であつた場合には当該都道府県名
  - 七 その他都道府県知事が必要と認める事項
- ② 専門里親希望者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 一 第一条の三十六第一号に掲げるいずれかの要件及び第三号の要件に該当する事実
  - 二 専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 養育里親希望者及びその同居人の履歴書

二 養育里親希望者の居住する家屋の平面図

三 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

四 法第三十四条の十五第一項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五 その他都道府県知事が必要と認めるもの

④ 専門里親希望者は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第一条の三十六第一号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類

二 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

第三十六条の三十八 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の申請書を受理したときは、当該養育里親希望者が第一条の三十四に規定する要件（専門里親希望者については、第一条の三十六に規定する要件）に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養育里親名簿に登録し、又はしないこと（専門里親については、専門里親として登録し、又はしないこと）の決定を行わなければならない。

② 都道府県知事は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者又は当該専門里親希望者に通知しなければならない。

第三十六条の三十九 養育里親が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を

管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法第三十四条の十五第一号に該当するに至つた場合 その後見人又は保佐人

三 法第三十四条の十五第二号から第四号までに該当するに至つた場合 本人

② 第一条の三十一に規定する要件に該当しなくなった場合 本人  
養育里親は、第三十六条の三十六各号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

第三十六条の四十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を削除しなければならない。

一 本人から登録の申し出があつた場合

二 前条第一項の規定による届出があつた場合

三 前条第一項の規定による届出がなくて同項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合

四 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合

② 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を削除することができる。

一 法第四十五条第二項又は第四十八条の規定に違反した場合

二 法第四十六条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

③ 都道府県知事は、専門里親として登録を受けていた者が第一条の三十五各号に掲げる要件に該当しなくなつたときは、専門里親である旨の記載を削除しなければならない。

第三十六条の四十一 養育里親名簿の登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は、五年とする。ただし、専門里親としての登録の有効期間については、二年とする。

第三十六条の四十二 養育里親名簿の登録は、養育里親の申請により更新する。

② 登録の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働大臣が定める基準に従い行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。

③ 前条の規定は、更新後の有効期間について準用する。

④ 第一項の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までに更新研修が行われなるとき又は行われているがその全ての課程が修了していないときは、従前の登録は、有効期間の満了の日後もその研修が修了するまでの間は、なおその効力を有する。

⑤ 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第三十六条の四十三 第一条の三十二第二項各号に掲げる者に係る認定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとする。

(削除)

第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

一 一日に保育する乳幼児の数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

イホ (略)

へ 一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

第三十八条の三 法第四十四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。

第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

一 一日に保育する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の数が（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

イホ (略)

二・三 (略)

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 法第十八条の七第一項に規定する権限

四〇七 (略)

2 (略)

第五十条の二 (略)

第一條の二十九	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第一條の三十一第一項		
第一條の三十五		
第一條の三十六		
第一條の三十七		
第四條第一項		
(略)	(略)	(略)
第二十五條の二十二	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第二十五條の二十九		
第二十六條		
第二十七條		
第三十二條において準用する第二十六條		
第三十二條において準用する第二十七條		
(略)	(略)	(略)
第三十六條の二	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市

二・三 (略)

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 法第十八条の七第一号に規定する権限

四〇七 (略)

2 (略)

第五十条の二 (略)

第四條第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
(略)	(略)	(略)
第二十五條の二十二	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第二十六條		
第二十七條		
第三十二條において準用する第二十六條		
第三十二條において準用する第二十七條		
(略)	(略)	(略)
第三十六條の二第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六條の二第二項		

第三十六条の八第三項 第三十六条の二十四 第三十六条の二十六第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六条の二十六第二項、第四項及び第五項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の二十七第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六条の二十八第一項及び第二項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の二十九	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の三十一第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六条の三十三第二項		
第三十六条の三十六		
第三十六条の三十七第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六条の三十七第三項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の三十八第一項及び第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六条の三十九第一項及び第二項		
第三十六条の四十第一項、第二項及び第三項		

第三十六条の三第二項

第五十条の三 (略)	
(略) 第十条第一項 第十一条 第十四条 第十五条 第十六条 第十八条第一項 第三十六条の三十三第 二項 (略)	(略) 都道府県知事 (略) 中核市の市長 (略)

第三十六条の四十二第 二項 第三十六条の四十三 (略)	(略) (略)
--------------------------------------	------------

第五十条の三 (略)	
(略) 第十条第一項 第十一条 第十四条 第十五条 第十六条 第十八条第一項 (略)	(略) 都道府県知事 (略) 中核市の市長 (略)

(略)	(略) (略)
-----	------------

改正案	現行
<p>（法第七条第二項第三号の次世代育成支援対策）</p> <p>第一条 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第七条第二項第三号に規定する主務省令で定める次世代育成支援対策は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業</p> <p>三 児童福祉法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業</p> <p>四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年法厚生省令第十一号）第十九条第一号及び第四号に規定する事業</p> <p>（法第十二条第三項の公表の方法）</p> <p>第一条の三 法第十二条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。</p> <p>（法第十二条第四項の届出）</p> <p>第二条 第一条の二の規定は、法第十二条第四項の届出を行う中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）について準用する。</p> <p>（法第十二条第五項の公表の方法）</p> <p>第二条の二 第一条の三の規定は、法第十二条第五項の公表を行う中小事業主について準用する。</p>	<p>（法第七条第二項第三号の次世代育成支援対策）</p> <p>第一条 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第七条第二項第三号に規定する主務省令で定める次世代育成支援対策は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年法厚生省令第十一号）第十九条第四号、第六号及び第八号から第十号までに規定する事業</p> <p>（法第十二条第三項の届出）</p> <p>第二条 前条の規定は、法第十二条第三項の届出を行う中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）について準用する。</p>



(法第十二条の二第一項の周知の方法)

第二条の三 法第十二条の二第一項の規定による周知は、事業所の見やすい場所へ掲示し若しくは備え付けること、書面を労働者へ交付すること又は電子メールを利用して労働者へ送信することその他の適切な方法によるものとする。

(法第十二条の二第二項の周知の方法)

第二条の四 前条の規定は、法第十二条の二第二項の周知を行う中小事業主について準用する。

第三条 (略)

(法第十三条の厚生労働省令で定める基準)

第四条 法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。

五 計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第二条第一号に規定する育児休業及び第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業の制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。以下同じ。)をしたものの数が一人以上であること。ただし、当該計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがない中小事業主にあつては、次のイ、ハのいずれかに該当すれば足りること。

イ 当該計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児・介護休業法第十六条の二第一項に規定する子の看護休暇を取

第三条 (略)

(法第十三条の厚生労働省令で定める基準)

第四条 法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第二条第一号に規定する育児休業及び第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業の制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。以下同じ。)をしたものの数が一人以上であること。ただし、当該計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがない中小事業主にあつては、当該計画期間の開始前三年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがいれば足りること。

得したものがいること（一歳に満たない子のために当該休暇を取得した場合を除く。）。

ロ 当該計画期間において、育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する勤務時間短縮等の措置として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号。）第三十四条第一項第一号に規定する短時間勤務の制度の措置（同法第二十四条第一項の規定に基づく措置として短時間勤務の制度の措置に準ずる措置として講じられているものを含む。）を講じており、その雇用する男性労働者のうち子の養育のために当該措置を利用したものがいること。

ハ 当該計画期間の開始前三年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがいること。

六〇九（略）

第五条〇第十七条（略）

（権限の委任）

第十八条 法第二十三条の規定により、法第十二条第一項、第四項及び第六項、法第十二条の二第三項、第十三条並びに第十五条に規定する厚生労働大臣の権限は、所轄都道府県労働局長に委任する。ただし、法第十二条第六項、法第十二条の二第三項及び第十五条に規定する権限にあつては、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

五〇八（略）

第五条〇第十七条（略）

（権限の委任）

第十八条 法第二十三条の規定により、法第十二条第一項、第三項及び第四項、第十三条並びに第十五条に規定する厚生労働大臣の権限は、所轄都道府県労働局長に委任する。ただし、法第十二条第四項及び第十五条に規定する権限にあつては、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約等）                  第十六条 法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するた                  めの契約とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 児童自立生活援助事業</p> <p>ロ 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>ハ 養育支援訪問事業</p> <p>ニ 地域子育て支援拠点事業</p> <p>ホ 〓リ (略)</p> <p>四 〓十 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約等）                  第十六条 法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するた                  めの契約とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 〓ホ (略)</p> <p>四 〓十 (略)</p> <p>2 (略)</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第九條の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第三十</u>三條の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第十二條 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、<u>学校保健安全法</u>（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第九條の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>児童虐待</u>の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）<u>第二</u>条各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第十二條 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、<u>学校保健法</u>（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>

○ 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省令第一号）  
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第一条関係） 一～四十五の三（略） 四十五の四 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）に係る申請等 同法による申請等 四十五の五 次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第二百二十二号）に係る申請等 同令による申請等 四十六～五十六（略）	別表（第一条関係） 一～四十五の三（略） 四十六～五十六（略）

○ 福祉の措置及び保育の実施の解除に係る説明等に関する省令（平成六年厚生省令第六十二号）（抄）  
 （第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の四、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条の三、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十七条、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十二条及び母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十八条の規定による措置又は助産の実施、母子保護の実施、保育の実施若しくは児童自立生活援助の実施（以下「保育の実施等」という。）の解除に係る理由の説明及び意見の聴取（以下「説明等」という。）の<b>手続</b>については、この省令の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の四、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条の三、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十七条、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十二条及び母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十八条の規定による措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施（以下「保育の実施等」という。）の解除に係る理由の説明及び意見の聴取（以下「説明等」という。）の<b>手続</b>については、この省令の定めるところによる。</p>

○ 里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）（抄）  
 （第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（削除）

（都道府県知事への報告）

第十四条（略）

2 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

3 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難となつたときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（関係機関との連携）

第十五条 里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号に掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。

（養育する委託児童の人数の限度）

第十七条 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、六人（委託児童については四人）を超えること

（職業指導）

第九条の二 里親が行う職業指導（児童の自立を支援することを目的として、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることをいう。以下同じ。）は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、当該児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。

（都道府県知事への報告）

第十四条（略）

（関係機関との連携）

第十五条 里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。

（養育する委託児童の人数の限度）

第十七条 養育里親（里親の認定等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百十五号。以下「認定等省令」という。）第四条に規定す

ができない。

2 専門里親（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十五に規定する専門里親をいう。以下同じ。）が同時に養育する委託児童の人数は、同条各号に掲げる者については、二人を超えることができない。

（委託児童を養育する期間の限度）

（削除）

第十八条 専門里親による委託児童（児童福祉法施行規則第一条の三十四各号に掲げる者に限る。）の養育は、当該養育を開始した日から起算して二年を超えることができない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができる。

（削除）

る養育里親をいう。以下同じ。）短期里親（認定等省令第十六条に規定する短期里親をいう。以下同じ。）又は専門里親（認定等省令第十八条に規定する専門里親をいう。以下同じ。）が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、六人を超えることができない。

2 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、二人を超えることができない。

（委託児童を養育する期間の限度）

第十八条 短期里親による委託児童の養育は、当該養育を開始した日から起算して一年を超えることができない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができる。

2 専門里親による委託児童の養育は、当該養育を開始した日から起算して二年を超えることができない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができる。

（職業指導に関する制限）

第二十条 里親は、認定等省令第九条（認定等省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の規定による第九条第四号に掲げる事項の登録（里親が親族里親であるときは、認定等省令第十五条において準用する認定等省令第六条第二項の職業指導里親認定）を受け、かつ、都道府県知事が当該児童に対し職業指導を行うことが適当であると認める場合に限り、委託児童（学校教育法の規定に基づく義務教育を終了した者に限る。）に対し職業指導を行うことができる。



(家庭環境の調整への協力)

第二十条 専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、法第十一條第四項の規定により同条第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により職業指導を行うことが適當である旨の認定を行うときは、あらかじめ、当該委託児童の同意を得なければならない。

3 里親による委託児童に対する職業指導は、当該職業指導を開始した日から起算して一年を超えない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、あらかじめ、当該委託児童の同意を得て、当該期間を更新することができる。

4 里親は、委託児童の労働力の搾取を目的として職業指導を行つてはならない。

(家庭環境の調整への協力)

第二十一条 専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。

○ 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）（抄）  
 （第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施設入所等の措置の解除）                  第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。）を行う者若しくは里親（同法第六条の三第一項に規定する里親をいう。）又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。</p> <p>（都道府県児童福祉審議会等への報告）                  第七条 法第十三条の四に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第八条第一項第二号又は児童福祉法第二十五条の七第一項第四号若しくは同条第二項第五号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問の実施状況、法第九条の六に規定する臨検等の実施状況、児童虐待を受けた児童に行われた児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他必要な事項とする。</p>	<p>（施設入所等の措置の解除）                  第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている里親（児童福祉法第六条の三に規定する里親をいう。）又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。</p> <p>（都道府県児童福祉審議会等への報告）                  第七条 法第十三条の四に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第八条第一項第二号又は児童福祉法第二十五条の七第一項第三号若しくは同条第二項第四号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問の実施状況、法第九条の六に規定する臨検等の実施状況、児童虐待を受けた児童に行われた児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他必要な事項とする。</p>



**養育里親研修**

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十三の規定に基づき、児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一

児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める研修（案）

- 1 児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第一条の三十三の厚生労働大臣が定める研修（以下「養育里親研修」という。）は、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であつて、次の要件を満たすものとする。
  - 一 次に掲げるすべての科目について実施するものであること。

イ 児童福祉論（講義）

ロ 養護原理（講義）